

平成19年度 第1回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 平成19年6月27日（水） 11時30分～13時05分

2. 場 所 かがしま空港ホテル（2階「カトレアの間」）

3. 出席者

学外委員 上治、岡崎、加賀谷、仮屋、西田の各委員

学内委員 芝山、井上、松下、児玉、三觜の各委員

4. 列席者

中村、坂東の各監事、志村附属図書館長、吉武学長補佐、西園学長補佐

5. 内 容

1) 開 会

議事に入る前に、学長から4月1日付けで就任した井上理事及び志村附属図書館長の紹介があり、その後事務局から会議のスケジュール及び配付資料の確認が行われた。

2) 前回議事要旨確認

平成18年度第4回経営協議会の議事要旨について確認された。

3) 審議事項

（質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。）

(1) 平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

三觜委員から配付資料に基づき、本報告書については、毎年度国立大学法人評価委員会へ提出し、年度評価を受ける必要があるが、年度評価の内容である「業務運営・財務内容等の状況」については、「進捗状況」について4段階で自己評価することとなっており、「年度計画を上回って実施している」と評価した項目数が3カ所、「年度計画を十分に実施している」と評価した項目数が56カ所、「年度評価を十分には実施していない」及び「年度計画を実施していない」は該当なしと自己評価をしていることから、全体的な進捗状況は概ね計画通りに実施しており、中期計画もほぼ達成できると考えているとの説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。なお、関連して委員から以下の発言があった。

○ 科学新聞（平成19年5月25日付け）に「運営費交付金のうち特別教育研究経費の伸び率ランキング」に鹿屋体育大学が第14位に、「前年度よりアクティビティが向上したと思われる機関」においても第17位にそれぞれランクされていることをご紹介します。

(2) 平成18事業年度に係る財務諸表等について

三觜委員から配付資料に基づき、貸借対照表、損益計算書の内容及び当期純利益の概要について説明があり、当期純利益である84,695千円の生じた主な原因については、人件費及び管理的経費の抑制により生じたもので、今後、文部科学大臣に対して目的積立金としての承認手続きをとることとし、また、当該財務諸表等についてはす

でに会計監査人の監査を受けているとの説明が行われ、以下の質疑が行なわれた後、原案のとおり了承された。

- 予算と決算とかなり金額が違うようだが、その場合、例えば年度中に予算を補正しないのか。
- 国立大学法人においては、制度上、年度途中で生じた収入及び支出の増減については、決算において明らかにすることとなっている。

(3) 平成20年度鹿屋体育大学収入・支出概算要求について

三觜委員から配付資料に基づき、運営費交付金対象事業経費、施設整備費補助金対象事業、受託事業等の概要及び新規要求事項について説明が行われ、また、今後の手続きとして、本件については、文部科学省に提出し、7月初旬のヒアリング及び文部科学省との協議を踏まえ、学内において調整の上、学長が最終的に決定することについて説明が行われ、審議の結果、以下の質疑が行なわれた後、原案のとおり了承された。

- 「特殊環境トレーニングセンター」を要求するにあたって、産業界とのコラボレーションを考えているのか。また、学外者が、例えば「トレーニング環境シミュレータ」の施設を使用する場合の有償、無償についてはどうなっているのか。
- 「特殊環境トレーニングセンター」が完成するには約30億円程度必要であり、金額も大きく、また、大学の施設を利用して産業振興をしていただきたいと考えていることから、産業界とのコラボレーションについては、今後検討していく必要があると認識している。
また、体育館、教室等の施設とは違い、「トレーニング環境シミュレータ」については、現在のところ無償となっている。
- 学外者の施設の利用については、危機管理の観点から、有償又は無償を問わず、責任の所在について明確にすることが望ましいのでご検討願いたい。

(4) 大学機関別認証評価に関する報告書について

三觜委員から配付資料に基づき、大学は教育研究等の状況について7年に1度、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受審することが義務づけられていることから、本学は今年度受審するため、当該報告書を大学評価・学位授与機構に提出するものであることの説明が行われた後、今後の手続きとして、平成19年12月13日～14日の2日間に大学評価・学位授与機構による訪問調査が実施され、評価結果の公表は平成20年3月の予定であるとの説明が行われ、以下の質疑が行なわれた後、原案のとおり了承された。

- 自己評価書添付資料のうち、基準1（大学の目的）の「オリンピックの成績 新聞切り抜き」という資料があるが、鹿屋体育大学の学生は世界選手権、アジア大会、ユニバーシアード等でも活躍しているので、それらの大会についても資料として提出することが適当ではないのか。
- オリンピック以外の大会の競技成績については、「学生の大会等受賞状況」として、基準6（教育の成果）として取り上げている。
- 新聞記事について、例えばユニバーシアードに対する新聞社の関心は低く、大きく取り扱ってもらえない場合がある。情報については新聞記事のみに頼るのではなく、スポーツジャーナリズムが扱う情報とスポーツ情報とを明確に区分して、敏感な対応をする必要がある。
- 国際交流に関する評価事項はないのか。

- 大学評価・学位授与機構の評価基準には、国際交流に関する評価基準については特に設定されていないため、特別な事項立てとして記述できていない。

5) 報告事項

(1) 運営費交付金をめぐる最近の諸情勢について

井上委員から配付資料に基づき、運営費交付金をめぐる諸情勢として、「経済財政諮問会議」、「教育再生会議」等の政府関係会議の議論、経済財政改革の基本方針 2007 の内容等について報告が行われた。

(2) 平成19年度における会計監査人の選任について

三觜委員から配付資料に基づき、現在の会計監査人である「みすず監査法人」が解散することから、新しい会計監査人をホームページで公募し、文部科学大臣に会計監査人候補者として監査法人トーマツを推薦していたが、このたび、文部科学省から当該監査法人を会計監査人として選任した旨の通知があったとの報告が行われた。

(3) 平成19年度重点プロジェクト事業経費について

三觜委員から配付資料に基づき、本学の中期目標・中期計画及び年度計画の達成のため、大学として重点的に取り組む事項を学内で公募し、学長裁量の下、TASSプロジェクト、PALSプロジェクト等の事業経費について採択を行ったとの報告があり、委員から以下の意見があった。

- 本プロジェクトの海外派遣研究員等旅費に関連して申し上げるが、JOCが行っている「スポーツ指導者海外研修制度」という海外派遣制度がある。他の大学で熱心なところもあるが、鹿屋体育大学においても様々な情報を収集し、このような制度を積極的に活用していただきたい。

(4) 平成19年度の科学研究費補助金の採択状況について

三觜委員から配付資料に基づき、平成19年度の科学研究費補助金の採択状況及び過去3年間の採択状況について報告があり、委員から以下の意見があった。

- 科学研究費補助金の採択実績が、今後、運営費交付金の算定に使われる可能性があることから、大学としても科学研究費補助金の獲得に積極的に取り組んでいただきたい。

(5) 平成19年度経営協議会の開催予定について

三觜委員から配付資料に基づき、例年どおり年4回開催する予定だが、今年度は学長選考会議を数回開催する必要があるため、経営協議会と同時開催となる予定であるとの報告が行われた。

6) 鹿屋体育大学学内外の諸情勢について

芝山議長から配付資料に基づき、はしか(麻疹)流行対策について報告が行われた後、松下委員から平成19年度入学試験の結果等及び平成18年度卒業・修了者の就職状況について、西園学長補佐から平成19年3月から5月までの学生の競技成績について、それぞれ配付資料に基づき報告が行われた。

7) その他

「ドーピング対策」について以下の質疑があった。

- 鹿屋体育大学には競技力トップクラスの学生が多くいるが、JOCによるドーピングのランダムチェックは行われたのか。最近、ドーピング対策について取り沙汰されているので、大学として啓蒙活動が必要ではないかと思っている。
- ドーピング対策については、大学として重要な課題であると認識している。ランダムチェックの有無について詳細は把握していないが、ドーピング対策として現在のところ、学部、大学院の授業の中で取り扱うとともに、教職員には別途周知を図っている。また、今後の対策として、国立スポーツ科学センターの科学部と相談し、ドーピング対策、特に毎年変わる禁止薬物について学内での研修会等を計画している。